

新型コロナウイルス感染防止に関する千代田区の基本方針（第2報）

1. 区民への予防策の周知と相談対応

区民に対しては、当初より手洗い等の予防を呼びかけると共に、一般電話相談窓口寄せられる問い合わせ対応とあわせ、帰国者・接触者電話相談センターにおいては、感染が疑われる場合に都内の医療機関へ速やかに受診できるよう調整を行う体制をとっています。

2. 感染の拡大防止策について

2月26日、感染の拡大防止のために特に注意すべきは、集団感染であるとの視点から①多くの方が、②一定の場所に、③一定の時間滞留する、イベントや施設の利用を当面3月15日迄、原則中止する方針を定めました。とりわけ高齢者、基礎疾患のある方の感染リスクを勘案し、総合的に判断したものです。

具体的には千代田図書館などの区内図書館の閲覧の中止、かがやきプラザでの社会福祉協議会による高齢者向けの講習会やイベントなどの中止を決定しています。なお、千代田のさくらまつりについてもこの方針に基づいて中止することとしており、その他の中止情報についても区のホームページ上で確認できるようになっています。

※例外的に実施するイベント等では、十分な予防対策を講じることとしています。

3. 小・中・中等教育学校、幼稚園、保育園、学童保育等の対応について

区立の小・中・中等教育学校については、3月2日から春季休業まで臨時休業を実施します。卒業式は規模を縮小するなどの対応を取り、実施します。児童・生徒には人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導します。

幼稚園・子ども園・保育園等は、通常とおり開園し、修了式、卒園式は規模を縮小するなどの対応を取り、実施します（私立の保育園については、区立での決定内容を伝えています）。

学童保育は、学校休業日と同様に朝から児童を受け入れます。また、児童館は休館とします（但し、一時預かり保育は実施します）。

※各施設の対応を別紙添付

学校・園等を通じ、保護者へは、児童・生徒に手洗いなどの感染症対策の徹底と共に、毎朝の検温を引き続き依頼し、発熱時の自宅での休養を求めています。

4. 職員の感染防止について

2月5日に全職員に対しての手洗いの徹底など感染予防策の周知と、所属長への症状が疑われる職員への適切な対応を指示しています。21日には発熱等の風邪症状がある際の休暇の取得と毎日の体温測定と記録を行うこと、症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合の対処などを通知。また、現在、区業務の中で時差通勤が可能な事務についての調整を行っています。

なお、今後とも国内での状況を踏まえ、随時、区民の安全を確保する対応を講ずるものとしています。

以上